401k個人型年金プラン<群馬銀行・東京海上日動>

確定拠出年金

運用商品ガイド

<確定拠出年金の運用商品に関するお取扱い>

- ◎運用の方法の情報提供は、確定拠出年金運営管理機関として行います。
- ◎特定の運用の方法の推奨は、禁止されています。

株式会社群馬銀行

東京海上日動火災保険株式会社

本資料のご利用にあたって

本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令の規定に基づき、運営管理機関として、加入者の皆様が運用の指図を行うために必要な情報を提供するものです。商品提供会社または運用会社から提供された最新の情報に基づいて作成していますが、その正確性、安全性などについて運営管理機関が保証するものではありません。また、今後内容については変更される場合があります。

投資信託商品が繰上償還される場合には、概ね償還の一カ月前までに償還期日、償還の理由、その他の運用商品に預け替える場合の手続き等をご案内します。

本資料掲載の運用商品に関する実績データ等は、随時更新しています。運用の方法の詳細、および最新の実績データ等は、東京海上日動確定拠出年金ホームページにてご確認ください。

ご注意点

事務手続き上の理由で資産を取崩す場合、投資信託商品等の価格変動を見越し、本来売却すべき口数よりも多めに資産を取崩した後、差額を再買付します。

一覧表に記載している「売却順」は、この際に資産を取崩す順です。

ご加入者の場合、再買付は、掛金の運用割合を適用して行います。運用指図者の場合、過去に掛金拠出があるときは直近の掛金に対する運用割合を適用して行います。過去に掛金拠出がないときは「未指図商品」を買い付けます。

詳細は、東京海上日動 確定拠出年金コールセンターまでお問合せください。

東京海上日動確定拠出年金コールセンター

<u> フリーダイヤル: 0 1 2 0 - 7 1 9 - 4 0 1</u>

受付時間:平日午前9時~午後8時、土日午前9時~午後5時(祝日・振替休日・年末年始はお休みさせていただきます。)

00000074 2024.10 改定

運用商品の選定理由

東京海上日動では専門的知見に基づき、過去の運用実績・格付け等の指標に基づく定量評価や運用商品の取扱機関、運用会社の経営健全性・リスク管理体制等の定性評価(高度な専門性を有する第三者評価機関の分析レポートも利用)、運用商品の組成に要する費用等を総合的に勘案し、加入者・運用指図者の皆様が適切な運用商品を選択できるよう本プランの運用商品ラインアップ(個々の運用商品および全体の構成)を選定しております。

<全体構成の考え方>

- ・伝統的なカテゴリー分類(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)をベースとして、リスク・リターン特性の異なる複数の投資信託商品をバランス良く選択肢に用意しています。
- ・複数の資産に分散投資することで効率的な運用が期待できるバランスファンドを選択肢に用意しています。
- ・安全性の高い元本確保型の運用商品を選択肢に用意しています。

指定運用方法とは

iDeCoにご加入されるお客様には、原則としてお客様ご自身で運用の方法(運用商品)を選択のうえ「個人型年金加入申出書」等の書類にて運用割合を指定いただきますが、特段の指定がなされない場合には、お客様が運用指図をしたものとみなし、一定期間経過後に予め決められた運用方法(一覧表の「指定運用方法欄」に「◎印」がある商品)を購入します。

これを「指定運用方法」といいます。「◎印」がない場合は、指定運用方法が設定されていません。

◆確定拠出年金 運用商品一覧

401k個人型年金プラン<群馬銀行・東京海上日動>

00000074

投資信託商品

区分	商品 コード	売却順	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
バランス パッシブ	00363	15	三菱UFJ ライフセレクト ファンド (安定型)	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。安定性に成長性を加味し、中長期的な資産の成長 を目指すファンドとして選定しました。	
バランス パッシブ	00366	16	三菱UFJ ライフセレクト ファンド(安定成長型)	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。安定性と成長性をバランスさせ、中長期的な資産の 成長を目指すファンドとして選定しました。	
バランス パッシブ	00360	17	三菱UFJ ライフセレクト ファンド(成長型)	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。成長性を重視し、中長期的な資産の成長を目指す ファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	02096	18	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 3 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて年齢に応じたリスク調整を行う投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	©
バランス アクティブ	02097	19	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 4 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて年齢に応じたリスク調整を行う投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	0
バランス アクティブ	02098	20	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 5 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて年齢に応じたリスク調整を行う投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	0
バランス アクティブ	02095	21	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 6 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて年齢に応じたリスク調整を行う投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	0
バランス アクティブ	00054	22	東京海上セレクション・バラン ス30	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。安定性に成長性を加味し、中長期的な資産の成長 を目指すファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	00053	23	東京海上セレクション・バラン ス50	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。安定性と成長性をバランスさせ、中長期的な資産の 成長を目指すファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	00057	24	東京海上セレクション・バラン ス70	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。成長性を重視し、中長期的な資産の成長を目指す ファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	01535	25	東京海上・円資産バランス ファンド(年1回決算型)	国内の複数の資産(債券、株式、不動産投資信託)に分散投資します。リスクを抑制しながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保が期待できるファンドとして選定しました。	
国内株式パッシブ	00364	6	インデックスファンド225 (日本株式)	日経平均株価(日経225)をベンチマークとしたインデックスファンドです。ベンチマークの分かり易さから選定しました。	
国内株式パッシブ	00052	7	東京海上セレクション・日本 株TOPIX	主に東証株価指数(TOPIX)に採用されている銘柄を中心に投資します。ベンチマークに連動する投資成果を目標とするインデックスファンドとして選定しました。	
国内株式アクティブ	00891	8	フィデリティ・日本成長株・ ファンド	世界的視野でのボトム・アップ・アプローチやグローバルネットワークを活かし た銘柄選択により、高い成長が期待できる日本企業に投資できるファンド として選定しました。	
国内株式アクティブ	00056	9	東京海上セレクション・日本 株式	主に日本法人の株式に投資します。ベンチマークを上回る投資成果を目標とするアクティブファンドです。中長期的な資産の成長が期待できるファンドとして選定しました。	

◆確定拠出年金 運用商品一覧

401k個人型年金プラン<群馬銀行・東京海上日動>

00000074

投資信託商品

区分	商品 コード	売却順	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
外国株式パッシブ	01549	10	インデックスファンド海外新興 国(エマージング)株式	新興国の株式を実質的な投資対象とします。外貨建資産については、 為替ヘッジを行ないません。ベンチマークに連動する投資成果を目指して 運用するファンドとして選定しました。	
外国株式パッシブ	01284	11	東京海上セレクション・外国 株式インデックス	主に外国株式に投資します。ベンチマークに連動する投資成果の達成を 目標とするインデックスファンドです。中長期的な成長が期待できるファンド として選定しました。	
外国株式アクティブ	01604	12	大和住銀DC海外株式ア クティブファンド	海外株式に分散投資します。リスクの低減とグローバルな企業への投資機会の獲得により、中長期的にベンチマークを上回る収益が期待できるファンドとして選定しました。	
国内債券 パッシブ	01282	3	東京海上セレクション・日本 債券インデックス	日本の債券に投資します。ベンチマークに連動する投資成果の達成を目標とするインデックスファンドです。中長期的に安定成長が期待できるファンドとして選定しました。	
外国債券パッシブ	01283	4	東京海上セレクション・外国 債券インデックス	主に外国債券に投資します。ベンチマークに連動する投資成果の達成を 目標とするインデックスファンドです。中長期的に安定成長が期待できる ファンドとして選定しました。	
外国債券アクティブ	00050	5	東京海上セレクション・外国 債券	主に外国債券に投資します。ベンチマークを上回る投資成果の達成を目標とします。中長期的な安定成長が期待できるファンドとして選定しました。	
R E I T パッシブ	01560	13	野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年 金向け)	世界各国の不動産投資信託証券を実質的な投資対象とします。ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用するファンドとして選定しました。	
R E I T アクティブ	01605	14	三菱UFJ <dc>J -REITファンド</dc>	東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。わが国の不動産投資信託証券に投資するファンドとして選定しました。	

元本確保型商品

区分	商品 コード	売却順	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
預金	00359	1	ぐんぎん確定拠出年金定期 預金1年	満期時の元本と利息の支払いが保証されている元本確保型商品です。 預金保険制度の対象でもあり、安全性の高い商品として選定しました。	
預金	00361	2	ぐんぎん確定拠出年金定期 預金5年	満期時の元本と利息の支払いが保証されている元本確保型商品です。 預金保険制度の対象でもあり、安全性の高い商品として選定しました。	

[※]運用商品に関する詳細については次ページ以降をご覧ください。

※売却順については表紙裏面の「ご注意点」をご確認ください。

** 25

三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】

内外の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、リスクの軽減に努め つつ中長期的に着実な成長を図るため各資産の指数を独自に合成し た指数をベンチマークとし、当該ベンチマークと連動する投資成果をめ さします

【ファンドの特色】

日本債券インデックスマザーファンド、TOPIXマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンドを主要投資対象とし、リスクの軽減に努めつつ中長期的に着実な成長を図ることを目標として運用を行います。なお、株式、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

1.1	***	
ファンド名	基本方針	
日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。	
TOPIXマザーファンド	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。	
外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。	
外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。	

基準ポートフォリオは、国内債券67%、国内株式17%、外国債券5%、外国株式8%、短期金融資産3%の比率配分として構築します。 基準ポートフォリオの比率配分には、一定の変動レンジを設けます。 また、基準ポートフォリオは原則として年1回見直すこととします。 なお、基準ポートフォリオの見直しにあたっては、経済環境等の大きな変化に際して必要と判断される場合、基準ポートフォリオの比率配分を変更することがあります。

NOMURA-BPI総合67%、東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 17%、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)5%、MS CIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)8%、短期金融資産(有担保コール(翌日物))3%の比率で組合せた指数を合成ベンチマークとし、当該ベンチマークに連動する投資成果をめざします。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替へッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。 ただし、市況動向の判断により、為替へッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

各資産の指数を基準ポートフォリオの比率で組合せた合成ベンチ マーク

5.信託設定日

2000年8月18日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため 有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託 会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンド を償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨 を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年5月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.748%(税抜 年率0.68%)**

内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.24%	年率0.36%	年率0.08%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国債券 インデックスマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンドの解約 に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行 う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、 先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を 記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なる ため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円 (10,000口当たり)を超えている場合に、当期の基準価額上昇分 の範囲内で分配しますが、信託財産の成長を優先し、分配を抑 制する場合があります

ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこと があります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額につい て保証するものではありません。収益分配金は、原則として再投 資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの 受付を中止することがあります

また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場 合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落す る場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、 投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

E菱UFJアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFI信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変 動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じ た損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。 したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているもの

ではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあり ます

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の 状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変 動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や 公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を 被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資 産であり、原則として為替へッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込 むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状 況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに 関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当 ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価 額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な 需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で の取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動 性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み 入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があ ります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を 割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の

規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。 ・有価証券の貸付等においては、取引先の可能性があります。 を対している。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当て する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急 変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実 勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてし まうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及 ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換

金代金のお支払が遅延する可能性があります。 ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に 生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、 実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファン ド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純 資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。その ため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他の ベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が 生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があ ります。

・当ファンドは、合成ベンチマークの動きに連動することをめざし て運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約 定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と 組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該 指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等 の要因によりカイ離を生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

【指数について】

- ・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】

内外の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、リスクの軽減に努めつつ中長期的に着実な成長を図るため各資産の指数を独自に合成した指数をベンチマークとし、当該ベンチマークと連動する投資成果をめざします。

【ファンドの特色】

日本債券インデックスマザーファンド、TOPIXマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンドを主要投資対象とし、リスクの軽減に努めつつ中長期的に着実な成長を図ることを目標として運用を行います。なお、株式、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

・ノーンファー・ン国行のアー・ン型ノビア。			
ファンド名	基本方針		
IH 不信 奏インテックスマサーファンド	NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。		
TOPIXマザーファンド	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。		
	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。		
	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。		

基準ポートフォリオは、国内債券42%、国内株式33%、外国債券5%、外国株式17%、短期金融資産3%の比率配分として構築します。 基準ポートフォリオの比率配分には、一定の変動レンジを設けます。 また、基準ポートフォリオは原則として年1回見直すこととします。 なお、基準ポートフォリオの見直しにあたっては、経済環境等の大きな変化に際して必要と判断される場合、基準ポートフォリオの比率配分を変更することがあります。

NOMURA-BPI総合42%、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)33%、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)5%、MS CIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)17%、短期金融資産(有担保コール(翌日物))3%の比率で組合せた指数を合成ベンチマークとし、当該ベンチマークに連動する投資成果をめざします。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替へッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。 ただし、市況動向の判断により、為替へッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30% 以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

各資産の指数を基準ポートフォリオの比率で組合せた合成ベンチ マーク

5.信託設定日

2000年8月18日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため 有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託 会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンド を償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨 を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年5月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.814%(税抜 年率0.74%)**

内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社	
年率0.25%	年率0.41%	年率0.08%	

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国債券 インデックスマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンドの解約 に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行 う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、 先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を 記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円 (10,000口当たり)を超えている場合に、当期の基準価額上昇分 の範囲内で分配しますが、信託財産の成長を優先し、分配を抑 制する場合があります

ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこと があります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額につい て保証するものではありません。収益分配金は、原則として再投 資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの 受付を中止することがあります

えてで、こう。 また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場 合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落す る場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

E菱UFJアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

E菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変 動による影響を受けますが、これらの<u>運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。</u> したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているもの

基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む

投資信託は預貯金と異なります

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあり ます

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の 状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や 公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を 被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資 産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の 影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ 場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込 むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状 況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに 関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価 格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還 金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当 ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価 額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

4)流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で の取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動 性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み 入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えない ときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があ ります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を 割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不 履行リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実 勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及 ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの 収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に

生じた収益を超えて行われる場合があります。 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、 実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファン ド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純

資産総額の減少、基準価額の下落要因となります

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。その ため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他の ベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が 生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があ ります。

・当ファンドは、合成ベンチマークの動きに連動することをめざし て運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約 定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と 組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該 指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

【指数について】

- ・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】

内外の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、リスクの軽減に努めつつ中長期的に着実な成長を図るため各資産の指数を独自に合成した指数をベンチマークとし、当該ベンチマークと連動する投資成果をめず、ます

【ファンドの特色】

日本債券インデックスマザーファンド、TOPIXマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンドを主要投資対象とし、リスクの軽減に努めつつ中長期的に着実な成長を図ることを目標として運用を行います。なお、株式、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

, , , = 1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
ファンド名	基本方針		
日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざし て運用を行います。		
TOPIXマザーファンド	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。		
外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。		
外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。		

基準ポートフォリオは、国内債券17%、国内株式50%、外国債券5%、外国株式25%、短期金融資産3%の比率配分として構築します。 基準ポートフォリオの比率配分には、一定の変動レンジを設けます。 また、基準ポートフォリオは原則として年1回見直すこととします。 なお、基準ポートフォリオの見直しにあたっては、経済環境等の大きな変化に際して必要と判断される場合、基準ポートフォリオの比率配分を変更することがあります。

NOMURA-BPI総合17%、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)50%、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)5%、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)25%、短期金融資産(有担保コール(翌日物))3%の比率で組合せた指数を合成ベンチマークとし、当該ベンチマークに連動する投資成果をめざします。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替へッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。 ただし、市況動向の判断により、為替へッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合 があります。

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券 へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の90%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

各資産の指数を基準ポートフォリオの比率で組合せた合成ベンチ マーク

5.信託設定日

2000年8月18日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため 有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託 会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンド を償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨 を監督官庁に届け出ます。

8.決算 E

毎年5月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×年率0.88%(税抜年率0.8%)

内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.26%	年率0.46%	年率0.08%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国債券 インデックスマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンドの解約 に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行 う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、 先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を 記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なる ため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円 (10,000口当たり)を超えている場合に、当期の基準価額上昇分の範囲内で分配しますが、信託財産の成長を優先し、分配を抑 制する場合があります

ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこと があります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。収益分配金は、原則として再投 資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの 受付を中止することがあります。

また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場 合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落す る場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、 投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFIアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFI信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変 動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。 したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む

とがあります。

<u>投資信託は預貯金と異なります。</u> 当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあり ます

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の 状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や 公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を 被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資 産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の 影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込 かことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状 況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに 関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還 金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。 ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価 額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な 需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で の取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動 性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えない ときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があ ります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を 割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の

規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。 ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不 履行リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当て する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実 勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてし まうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換 金代金のお支払が遅延する可能性があります

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの 収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に 生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、 実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。 当ファン ド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純 資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。その ため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が 生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があ ります。

・当ファンドは、合成ベンチマークの動きに連動することをめざし て運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担する こと、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約 定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と 組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該 指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等 の要因によりカイ離を生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

【指数について】

- ・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権およびその他知的財産 権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:31%、国内債券:28%、外国株式:31%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
 - ・ターゲットイヤー(2035年)の10年前(2025年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
 - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
 - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります

2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2019年9月20日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

9.信託報酬

内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02%、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02%、販売会社 年0.08%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

15

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対 して新たな規制が設けられた場合には、基準価額 が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用 が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:32%、国内債券:26%、外国株式:32%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
 - ・ターゲットイヤー(2045年)の10年前(2035年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
 - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
 - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2019年9月20日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.08%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

18

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

19

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対 して新たな規制が設けられた場合には、基準価額 が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用 が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売 却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いと きには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売 却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価 額が下落する要因となります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:34%、国内債券:22%、外国株式:34%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
 - ・ターゲットイヤー(2055年)の10年前(2045年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
 - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。

<ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%

4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2019年9月20日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.08%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対 して新たな規制が設けられた場合には、基準価額 が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用 が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:35%、国内債券:20%、外国株式:35%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
 - ・ターゲットイヤー(2065年)の10年前(2055年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
 - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。

<ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%

4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2019年9月20日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.08%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

25

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売 却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いと きには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売 却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価 額が下落する要因となります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 45%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の45%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.9273%(税抜0.843%) 内訳(税抜):委託会社 年0.38%、受託会社 年0.073%、 販売会社 年0.39%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

27

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ 一般に公任債や短期金融間向寺の発114年にノノネルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

④為育変期リスク 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変 動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった 場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場におけ る流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジさ れるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の50%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.1363%(税抜1.033%) 内訳(税抜):委託会社 年0.47%、受託会社 年0.073%、 販売会社 年0.49%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ 一般に公任債や短期金融間向寺の発114年にノノネルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

④為育変期リスク 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変 動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった 場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場におけ る流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジさ れるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨 建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の55%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.3453% (税抜1.223%) 内訳(税抜):委託会社 年0.56%、受託会社 年0.073%、 販売会社 年0.59%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UF.J信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ 一般に公任債や短期金融間向寺の発114年にノノネルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

④為育変期リスク 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変 動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対 して新たな規制が設けられた場合には、基準価額 が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった 場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場におけ る流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジさ れるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。

32

東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称:円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に国内の複数の資産(債券・株式・不動産投資信託(REIT))に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- 2. 各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式 15%、日本REIT15%を基本としますが、基準価額 の変動リスクが大きくなった場合には、株式とREIT の比率を引き下げ、引き下げた部分は短期金融資 産等により運用します。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券」「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券」「TMA日本REITマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2014年11月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年7月23日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.924%(税抜0.84%) 内訳(税抜):委託会社 年0.41%、 受託会社 年0.02%、販売会社 年0.41%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

33

東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称: 円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。) 再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式、公社債およびREIT等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場、債券市場およびREIT市場の動向等により変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

③信用リヘク 一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④REITの価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

インデックスファンド225(日本株式) (愛称:DC 225)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ・主として、「インデックス マザーファンド 225」受益証券に 投資を行ない、日経平均トータルリターン・インデックスの動 きに連動する投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて有価証券指数先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。
- ・株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

- ・投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動き にできるだけ連動させるため、「バーラ日本株式モデル」に 従い次のポートフォリオ管理を行ないます。
- ①東京証券取引所プライム市場に上場されている株式を投資対象とし、分散投資を行ないます。
- ②資金の流出入に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。
- ③株式の組入比率は、高位を保ちます。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

「インデックス マザーファンド 225」受益証券 (マザーファンドは、わが国の金融商品取引所に上場され ている株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

4.ベンチマーク

日経平均トータルリターン・インデックス

5.信託設定日

2001年10月31日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月16日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.253%(税抜0.23%) 内訳:委託会社0.075%、受託会社0.035%、販売会社 0.12%

※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費 税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
- *監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の 状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができない ため、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

インデックスファンド225(日本株式) (愛称:DC 225)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

|15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として6月16日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありませ

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は 10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図などを行ないます。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。) 再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報 および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、 国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動 します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性 の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクが あります。

2. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

3. 信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<日経平均トータルリターン・インデックスと基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックスの変動率に一致させることをめざしますが、 次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・日経平均株価の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンド の分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しない こと
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引 の値動きと日経平均株価の採用銘柄の一部または全部の 値動きが一致しないこと。
- ・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

[■]当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. TOPIX(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標とします。
- 2. TOPIX(配当込み)に採用されている銘柄を中心に、 TOPIX(配当込み)との連動性を考慮し組入を行い ます。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主にTOPIX (配当込み)に採用されている銘柄を主要 投資対象として運用する「TMA日本株TOPIXマザー ファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

TOPIX (配当込み)

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.154%(税抜0.14%) 内訳(税抜):委託会社 年0.06%、受託会社 年0.02%、 販売会社 年0.06%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UF.I信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

②流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. TOPIX(配当込み)との連動

当ファンドの投資成果はTOPIX(配当込み)の動き に連動することを目標としますが、両者は正確に連 動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生 じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・TOPIXに採用されている銘柄を必ずしも全銘柄 保有しないこと、あるいは、保有ウェイトがTOPIXに おけるウェイトと異なること
- ・株式売買手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

3. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

フィデリティ・日本成長株・ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ・わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている株式を主要な投資対象とします。
- ・個別企業分析により、成長企業(市場平均等に比較し成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
- ・個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ・株式への投資は、原則として、高位を維持し、信託財産の 総額の65%超を基本とします。
- ・ファミリーファンド方式により運用を行ないます。
- ※資金動向・市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

2.主要投資対象

フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益証券 (ファンドは、フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益 証券への投資を通じて、信託財産の成長を図ることを目標 に積極的な運用を行ないます。)

3.主な投資制限

株式への実質投資割合: 制限を設けません。 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ 等の投資制限: 信託財産の純資産総額に対して、原則と して、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

4.ベンチマーク

TOPIX(配当込)

5.信託設定日

1998年4月1日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等 には、繰上償還となる場合があります。

8.決算日

毎年11月30日

(但し、休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.683%(税抜1.53%) 内訳:委託会社0.803%(税抜0.73%)、受託会社0.11%(税抜 0.10%)、販売会社0.77%(税抜0.70%)

10.信託報酬以外のコスト

組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等 :

ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により 変動しますので、事前の料率、上限額等を表示できません。

法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等:

ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として11月30日)に収益分配方針に基づき分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

|17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情等があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・日本成長株・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、フィデリティ投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。■TOPIX(配当込)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮したものです。東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

フィデリティ・日本成長株・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保 険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金 融機関は投資者保護基金等には加入しておりません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

フィデリティ投信株式会社(信託財産の運用指図等を行ないます。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額 は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用に よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資 者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の 下落により、損失が生じることがあります。

<主な変動要因>

価格変動リスク:

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

クーリング・オフ:

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

流動性リスク:

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

デリバティブ(派生商品)に関する留意点:

ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

ベンチマークに関する留意点:

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

分配金に関する留意点:

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純 資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少 することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの 一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当す る場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・日本成長株・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、フィデリティ投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、と記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。■TOPIX(配当込)は、日本の株式市場を広範に網羅するともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮したものです。東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利もJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に日本法人の株式に投資します。
- 2. TOPIX(配当込み)をベンチマークとして、中長期的 にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
- 3. ポートフォリオは、セクター判断(業種配分)と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
- 4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日本法人の株式を投資対象として運用する「TMA 日本株アクティブマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨 建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の20%以下とします。

4.ベンチマーク

TOPIX (配当込み)

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.65%(税抜1.5%) 内訳(税抜):委託会社 年0.70%、受託会社 年0.08%、 販売会社 年0.72%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

41

東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性が あります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式 (愛称: DC インデックス海外新興国株式)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・主として、「海外新興国株式インデックスMSCI エマージング (ヘッジなし)マザーファンド」受益証券に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、株価指数先物取引などを活用したり、マザーファンド受益証券の組入比率を引き下げたりすることがあります。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信 託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどや むを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができな い場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

・主として新興国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンドなどを含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信 託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどや むを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができな い場合があります。

2.主要投資対象

「海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし) マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。

・投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資は、信託財産の総額の5%以下とします。

・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2008年4月1日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日)

9 信託報酬

純資産総額に対して年0.275%(税抜0.25%)

内訳: 委託会社0.080%、受託会社0.025%、販売会社0.145% ※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

|10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、 外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金 の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立 て替えた立替金の利息。

③有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料(マザーファンド(当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限ります。)における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。)に0.55(税抜0.5)を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は4:1とし、信託報酬と同時期に支払います。

④その他諸費用として純資産総額に対し年率0.1%以内(目論見書、信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用など) ※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式 (愛称: DC インデックス海外新興国株式)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

年1回の決算時(原則として11月16日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

|21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図などを行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

2. 流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、 売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに 売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。 ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

3. 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融 資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4. 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

5. カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、 あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

<MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)と基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率をMSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・MSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄の変更や 資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別 銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性がある こと。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファ ンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金 支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。また、配当金 にかかる税率について、実際の税率と同指数の計算上の税率が完 全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとMSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
- ・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に外国の株式に投資します。
- 2. MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を 目標とします。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に外国の株式を主要投資対象として運用する「TMA 外国株式インデックスマザーファンド受益証券」に投資 します。

3.主な投資制限

株式・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2010年4月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.22%(税抜0.20%) 内訳(税抜):委託会社 年0.09%、

受託会社 年0.02%、販売会社 年0.09%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

④流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はMSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、MSCIコクサイ指数の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

インターナショナル株式マザーファンド受益証券への投資 を通じて、海外の株式に分散投資します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。マザーファンドの運用指図にかかる権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクへ委託します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。運用は、ファミリーファンド方式で行います。

2.主要投資対象

インターナショナル株式マザーファンド受益証券 (マザーファンドは、海外の株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2006年12月15日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託 財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった 場合等には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁 に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了 させることができます。

8.決算日

毎年12月14日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して 年率1.782% (税抜 1.62%)

内訳:委託会社 年率0.87% (税抜)

販売会社 年率0.69% (税抜)

受託会社 年率0.06%(税抜)

マザーファンドの投資顧問会社(ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク)への報酬は、委託会社の報酬から支弁されます。

10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費 (監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として12月14日) に収益分配方針に 基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資 されます。

17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により 株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する 要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業 の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落し た場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

2 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

4 カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、 当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベ ビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が 生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいて も組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に 影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に日本の債券に投資します。
- 2. NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を目標とします。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日本の債券を主要投資対象として運用する「TMA 日本債券インデックスマザーファンド受益証券」に投資 します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

NOMURA-BPI(総合)

5.信託設定日

2010年4月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.154%(税抜0.14%) 内訳(税抜):委託会社 年0.06%、 受託会社 年0.02%、販売会社 年0.06%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

②信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

③流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

- 2. NOMURA-BPI(総合)との乖離リスク 当ファンドの投資成果はNOMURA-BPI(総合)の 動きに連動することを目標としますが、両者は正確 に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離 が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。
 - ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
 - ・ファンドが構築するポートフォリオと、NOMURA-BPI (総合)の算出対象となる債券の種類別構成や構成 比等が一致するとは限らないこと
 - ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
 - ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に外国の公社債に投資します。
- 2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資 成果を目標とします。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に外国の公社債を主要投資対象として運用する「T MA外国債券インデックスマザーファンド受益証券」に 投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、 制限を設けません。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2010年4月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.198% (税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、 受託会社 年0.02%、販売会社 年0.08%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準 価額が下落する要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因と

なります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対 して新たな規制が設けられた場合には、基準価額 が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用 が困難となることがあります。

⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を 売却することで解約資金の手当てを行うことがありま す。その際、組入資産の市場における流動性が低 いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で 売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準 価額が下落する要因となります。

2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、FTSE世界国 債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の 構成国、国別構成比等が一致するとは限らないこ と
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1. 主に外国の国債に投資します。
- 2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成 果を目標とします。
- 3. ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、 銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
- 4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に外国の国債を主要投資対象として運用する「TMA 外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、 制限を設けません。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.715% (税抜0.65%) 内訳(税抜):委託会社 年0.31%、 受託会社 年0.03%、販売会社 年0.31%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

54

東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券 に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向 などにより変動します。基準価額の主な変動要因は 以下の通りです。

①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

55

野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 世界各国のREITを実質的な主要投資対象とし、S&P先進 国REIT 指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する 投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・REITの実質組入比率は原則として高位を維持することを 基本とします
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ を行ないません。
- ・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファン ド方式で運用します。

2.主要投資対象

世界各国の不動産投資信託証券(REIT)※1を実質的な主 要投資対象※2とします

※1世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みま す。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協 会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。な お、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という 表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうし た場合も含め、全て「REIT」といいます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「世界REITインデックスマ ザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。マザーファン ドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資 割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)

- ・「S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進 国REIT指数を委託会社において円換算した指数です。
- ・S&P先進国REIT指数は、S&Pの持つグローバル・インデックスであ るS&Pグローバル株価指数から、REIT及びREITと同様の制度に基 づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不 動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正 時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成 銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動する ことがあります
- ・「S&P先進国REIT指数」はスタンダード&プアーズファイナンシャ ル サービシーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村 アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタン ダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するもので はなく、また本商品に対する投資適格性等に関しいかなる意思表 明等を行なうものではありません。

5.信託設定日

2008年7月16日

6.信託期間

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託 者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合が あります。

8.決算日

原則、毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年 0.363% (税抜年 0.33%) の率を乗じて得た額 内訳(税抜):委託会社 年 0.17%、受託会社 年 0.02%、 販売会社 年 0.14%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払わ れます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、 事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 築
- ・ファンドに関する租税

11.お申込単位

1円以上1円単位

|12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないま す。(原則再投資)

分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。 *委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するも のではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係 る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではあり ません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動し ます。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当 資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証 するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌 営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合 には、原則、購入、換金の各お申込ができません。金融商品取 引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の 停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断で ファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があり ます。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができな い場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

|19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替 ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けま す

※基準価額の変動は、上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の 規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が 起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があり ます。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、 利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取 引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があり ませ
- ●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンド の資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンド の基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ●REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く 規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶこ とが想定されます。
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三菱UFJ <DC>J-REITファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】

わが国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、わが国の 不動産投資信託証券の指標である東証REIT指数(配当込み)をベンチ マークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。 【ファンドの特色】

主として、MUAM J-REITマザーファンドへの投資を通じて、わが国の 金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信 託証券※1への投資を行います。

・ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用 リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投 資対象に支配的な銘柄(寄与度*が10%を超えるまたは超える可能性の 高い銘柄)が存在し、または存在することとなる可能性が高いものを、特 化型としています。

・ファンドは、東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとして運用して おります。東証REIT指数(配当込み)には、指数に対する寄与度が10% を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特 定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破 綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生するこ

*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体当たり の時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体当た りの構成比率を指します

東証REIT指数(配当込み)※2をベンチマーク※3とし、これを中長期的に 上回る投資成果をめざします。

銘柄選定およびポートフォリオの構築は、定性的評価・定量的評価を経 信託財産の純資産総額×年率0.935%(税抜年率0.85%) て行います。定性的評価については、事業内容および財務内容等の分 析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、配当利回り、 PBR(株価純資産倍率)等の分析を行います。

マザーファンドの組入比率は高位を維持することを基本とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合が あります。

※1 不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信 託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、 運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的 にREIT(リート: Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は 主に多数の物件からの賃貸料収入などです。JーREITはその日本版という意味で

※2 東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資 信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落 ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る 標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下 「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REI T指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数に係る標章又は商標 に関するすべての権利はJPXが有します。

※3 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とす る指標です。

2.主要投資対象

運用は主に「MUAM J-REITマザーファンド」への投資を通じ て、わが国の不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純 資産総額の30%以下とします。
- ・1発行体当たりの純資産総額に対する比率は、原則として、35% 以内とします。
- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

東証REIT指数(配当込み)

5.信託設定日

2007年12月7日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手 続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させること ができます。(任意償還)

・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため 有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託 会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを 償還させます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あ らかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月5日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

内訳(税抜): 委託会社 販売会社 受託会社 年率0.4% 年率0.4% 年率0.05%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 ※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場 投資信託の費用は表示しておりません。

10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザー ファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金 の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借 料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファン ドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じ て得た額とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の 売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みま)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産 の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記 載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なる ため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ <DC>JーREITファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として 分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの<u>運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。</u>

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているもので はなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むこ とがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な 要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動 しますが、災害等による保有不動産の減失、劣化または毀損が あった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保 有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等 の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が 行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目し て取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受け ることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託 証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券 の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下 落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、 一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ <DC>JーREITファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の 規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、 実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純 資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。
- ・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。 その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上 記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ぐんぎん確定拠出年金定期預金1年

〔商品概要〕

【元本確保型商品】

群馬銀行の確定拠出年金専用定期預金です。

確定拠出年金専用の元本確保型運用商品です。預金保険の対象となります。

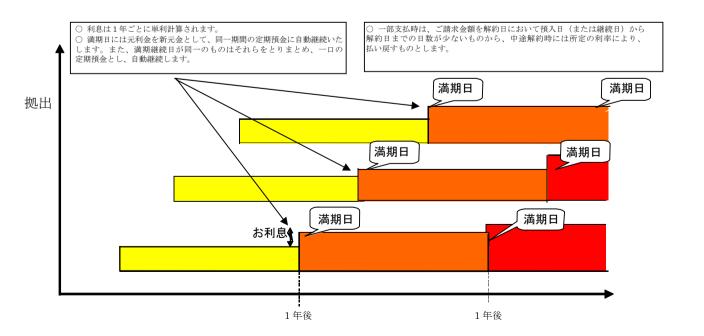
預入れ期間は1年です。

いつでも中途解約ができ、預け替え等における元本の一部支払も可能で す。

お預入れ時の金利は満期日までかわりません。

満期までの金利が一定の固定金利商品です。ただし、中途解約時には中途解約利率が適用されます。

〔仕組み〕



ぐんぎん確定拠出年金定期預金1年

【元本確保型商品】

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者及び運用指図者です。 (ただし、預金名義は、確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの 委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

3. 預入期間

1年

4. お申込み単位

1円以上1円単位

5. 約定金利の決定方法

市場金利に応じて、群馬銀行が独自に設定した、スーパー定期(1年)の店頭表示金利を適用します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。

7. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割りによる単利計算で利息の円未満を切り捨てとします。

8. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では利息は非課税となります。

9. 満期時の取扱い

満期となった預金明細の元利金を新元金として、 同一期間の定期預金に自動継続します。(ただ し、同一満期日の明細がある場合には合算されま す。)

10. 手数料

預入れ、支払い等に関する手数料はございません。

11. 中途解約時の取扱い

以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨) を適用します。(ただし、解約時の普通預金 利率を下限とします。)

預入期間6ヶ月未満;解約日における普通

預金利率

預入期間6ヶ月以上1年未満;

約定利率×50%

12. 持分の計算方法

当該預金における預金残高が個人別管理資産 額の持分に相当する額となります。なお、個 人別管理資産額の持分は記録関連運営管理機 関により計算・管理されております。

13. セーフティネットの有無

当該預金は預金保険制度の対象となります。

<預金保険制度について>

決済用預金(無利息、要求払い、決済サービス提供の3条件を満たす預金)は全額保護されますが、それ以外の保護対象預金等については1人1金融機関あたり元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。ただし、金融機関に確定拠出年金向け以外の保護対象預金等がある場合は、それを優先し、確定拠出年金向けと合わせて1,000万円までとその利息等が保護の範囲となります。

14. 損失の可能性

商品提供金融機関(群馬銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

※ご注意

- ・本資料は、情報提供を目的としたものであり、商品の購入、売却あるいは保有を推奨するものではありません。レポートの内容は、商品提供会社により提供された最新の情報に基づきますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。
- · 内容をご確認の上、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願い致します。

ぐんぎん確定拠出年金定期預金5年

〔商品概要〕

【元本確保型商品】

群馬銀行の確定拠出年金専用定期預金です。

確定拠出年金専用の元本確保型運用商品です。預金保険の対象となります。

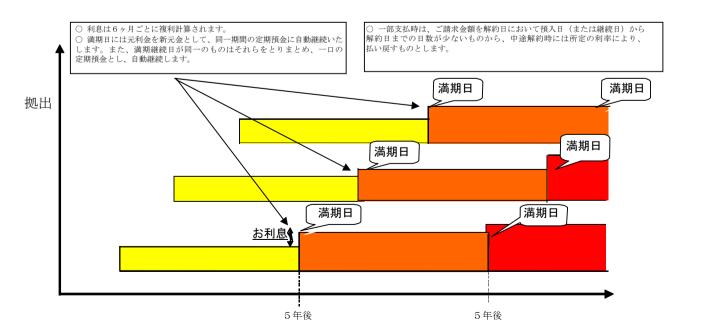
預入れ期間は5年です。

いつでも中途解約ができ、預け替え等における元本の一部支払も可能で す。

お預入れ時の金利は満期日までかわりません。

満期までの金利が一定の固定金利商品です。ただし、中途解約時には中途解約利率が適用されます。

〔仕組み〕



ぐんぎん確定拠出年金定期預金5年

【元本確保型商品】

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者及び運用指図者です。 (ただし、預金名義は、確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの 委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

3. 預入期間

5年

4. お申込み単位

1 円以上1 円単位

5. 約定金利の決定方法

市場金利に応じて、群馬銀行が独自に設定した、スーパー定期(5年)の店頭表示金利を適用します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。

7. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割りによる6ヶ月複利計算で利息の円未満を切り捨てとします。

8. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では利息は非課税となります。

9. 満期時の取扱い

満期となった預金明細の元利金を新元金として、 同一期間の定期預金に自動継続します。(ただ し、同一満期日の明細がある場合には合算されま す。)

10. 手数料

預入れ、支払い等に関する手数料はございません。

11. 中途解約時の取扱い

以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨) を適用します。(ただし、解約時の普通預金 利率を下限とします。)

預入期間 6 ヶ月未満;解約日における普通 預金利率

預入期間6ヶ月以上2年未満;約定利率×

10%

預入期間2年以上2年6ヶ月未満;約定利率× 20%

預入期間2年6ヶ月以上3年未満;約定利率× 30%

預入期間3年以上4年未満;約定利率×40% 預入期間4年以上5年未満:約定利率×70%

12. 持分の計算方法

当該預金における預金残高が個人別管理資産額の持分に相当する額となります。なお、個人別管理資産額の持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

13. セーフティネットの有無

当該預金は預金保険制度の対象となります。

<預金保険制度について>

決済用預金 (無利息、要求払い、決済サービス提供の3条件を満たす預金) は全額保護されますが、それ以外の保護対象預金等については1人1金融機関あたり元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。ただし、金融機関に確定拠出年金向け以外の保護対象預金等がある場合は、それを優先し、確定拠出年金向けと合わせて1,000万円までとその利息等が保護の範囲となります。

14. 損失の可能性

商品提供金融機関(群馬銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

※ご注意

- ・本資料は、情報提供を目的としたものであり、商品の購入、売却あるいは保有を推奨するものではありません。レポートの内容は、商品提供会社により提供された最新の情報に基づきますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。
- · 内容をご確認の上、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願い致します。